

# 宿泊施設の新築・増築・改築を応援します！

## ～八女市宿泊施設立地奨励措置のご案内～

八女市では、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的に、市内における宿泊施設の立地を促進するための奨励措置を創設しました。

### 建築費等補助金

宿泊施設を設置するために要した経費（宿泊施設の建築費用並びに土地及び償却資産の取得に要した費用の合計額）を対象とします。

**交付上限額：1億円**（補助率100分の10）

### 雇用奨励金 ※新築のみ対象

新たに雇用した常用雇用者（常時雇用される者であって市内に住所を有し、雇用期間の定めがなく1年以上継続して雇用される者）1人につき30万円を交付します。

**交付上限額：1,500万円**

#### 奨励措置対象となる宿泊施設

- ・旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営むもの
- ・宿泊定員が70人以上
- ・環境基本法第2条第3項に規定する公害を発生させる恐れがないこと
- ・奨励措置の適用を受けることができる者として指定を受けること※

※建築工事に着手する1月前までに指定申請を提出いただく必要があります。

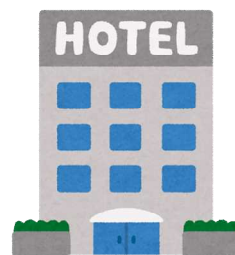
この奨励措置は下記条例等に基づいて定められています。

- ・八女市ホテルの誘致に関する条例
- ・八女市ホテルの誘致に関する条例施行規則

お問い合わせは  
こちらまで 

 **0943-23-1153**

八女市商工・企業誘致課企業誘致係



▶手続きの流れ

事業者

八女市

事前相談

商工・企業誘致課へ相談

助言等

申請書類提出

指定申請書等提出

内容確認

工事着工等

工事着工等

指定通知書交付

営業開始

営業開始届

受理

補助金交付申請

補助金交付申請

内容確認

補助金交付決定


内容確認

補助金交付決定通知書交付

補助金請求

補助金請求書

補助金交付

 申請にあつての注意点

- ・市税、使用料等の滞納がないか調査させていただきます。
- ・宿泊施設を新築する場合は、新たに常用雇用者を5人以上雇用すること。
- ・宿泊施設の増築又は改築する場合は、常用雇用者の雇用を継続すること。

申請書類等は市ホームページをご確認ください。

市HP ↓

